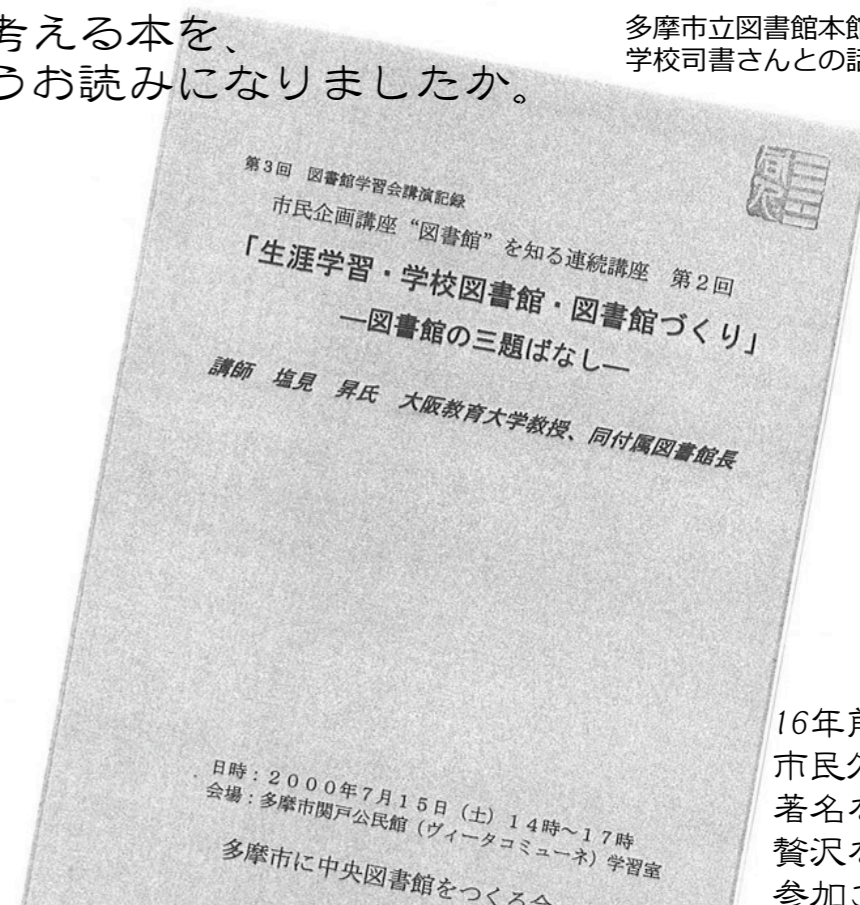
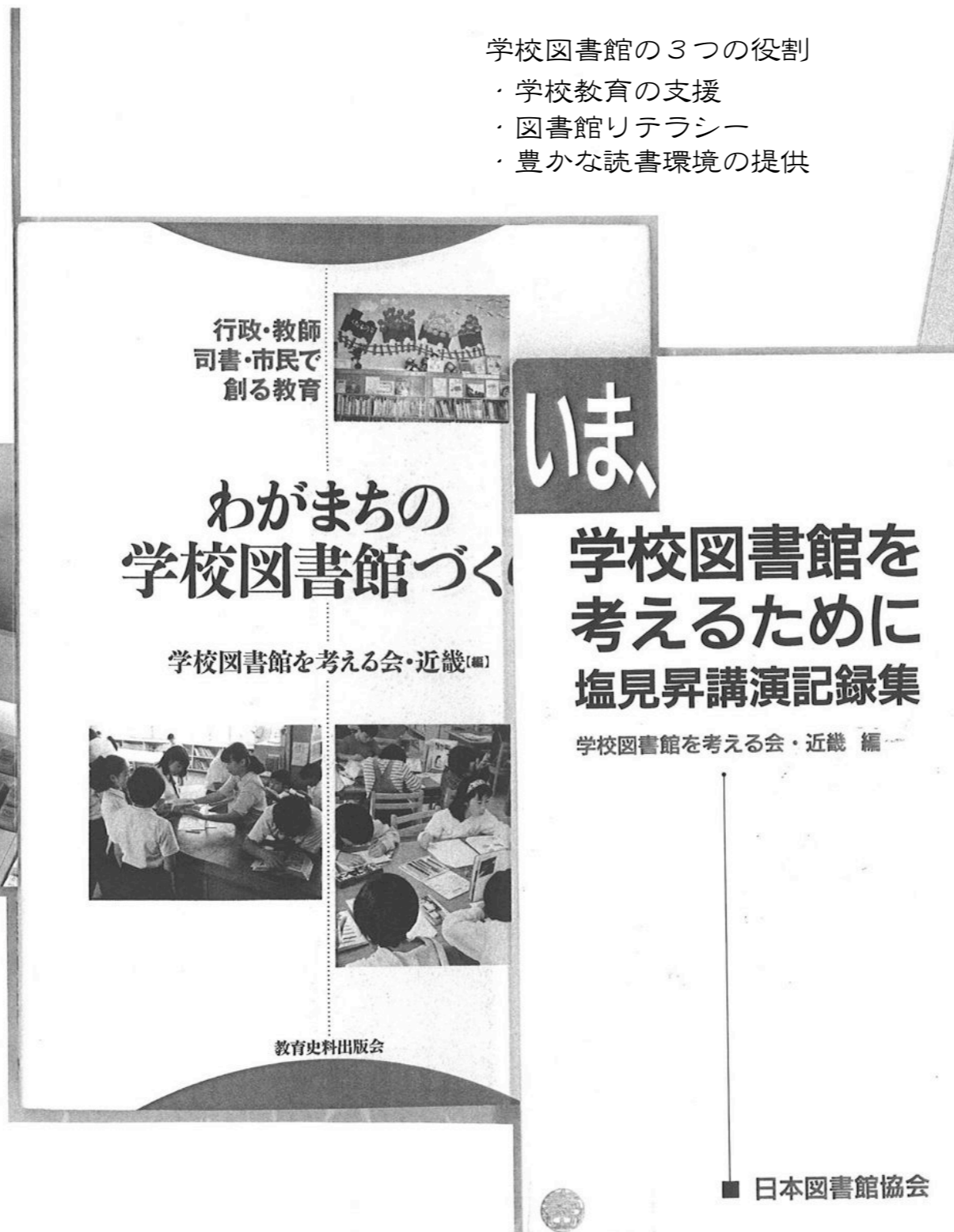
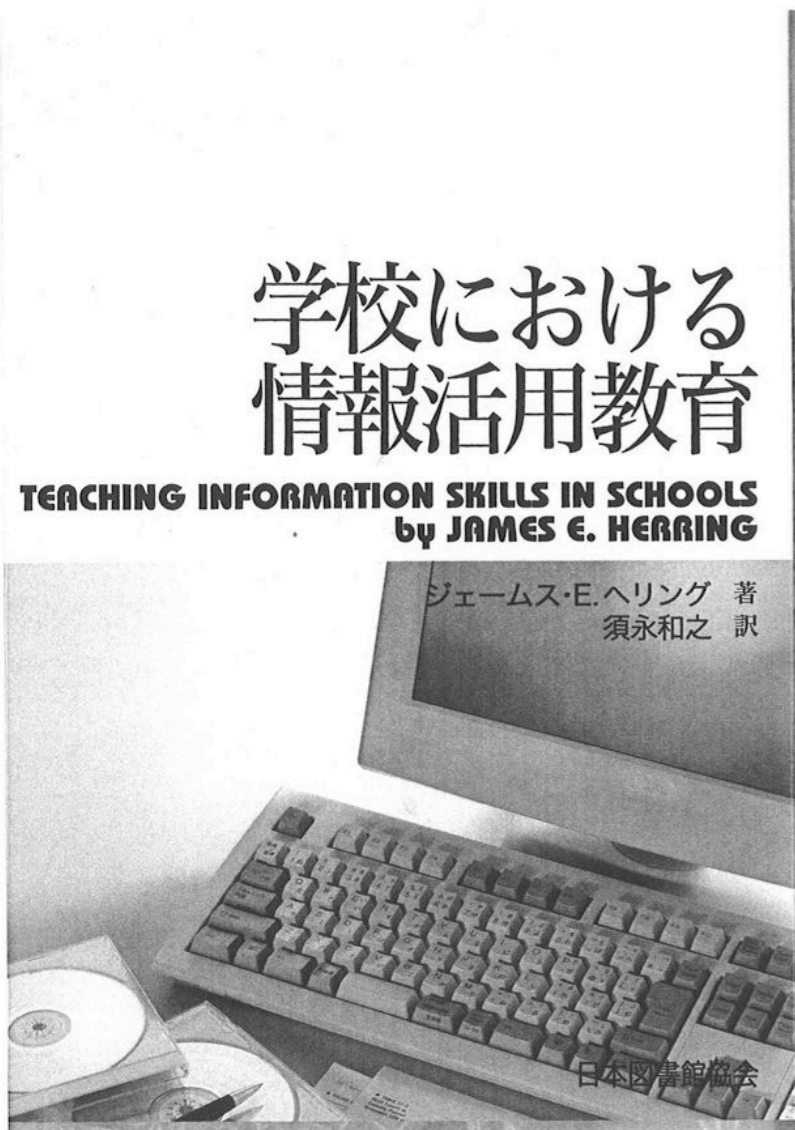


「多摩市の学校図書館のこと、お話を聞かせてください。」①こんな学校図書館を考える本を、もうお読みになりましたか。

多摩市立図書館本館再構築基本構想  
学校司書さんとの話／聞き取り資料  
2016.09.23.

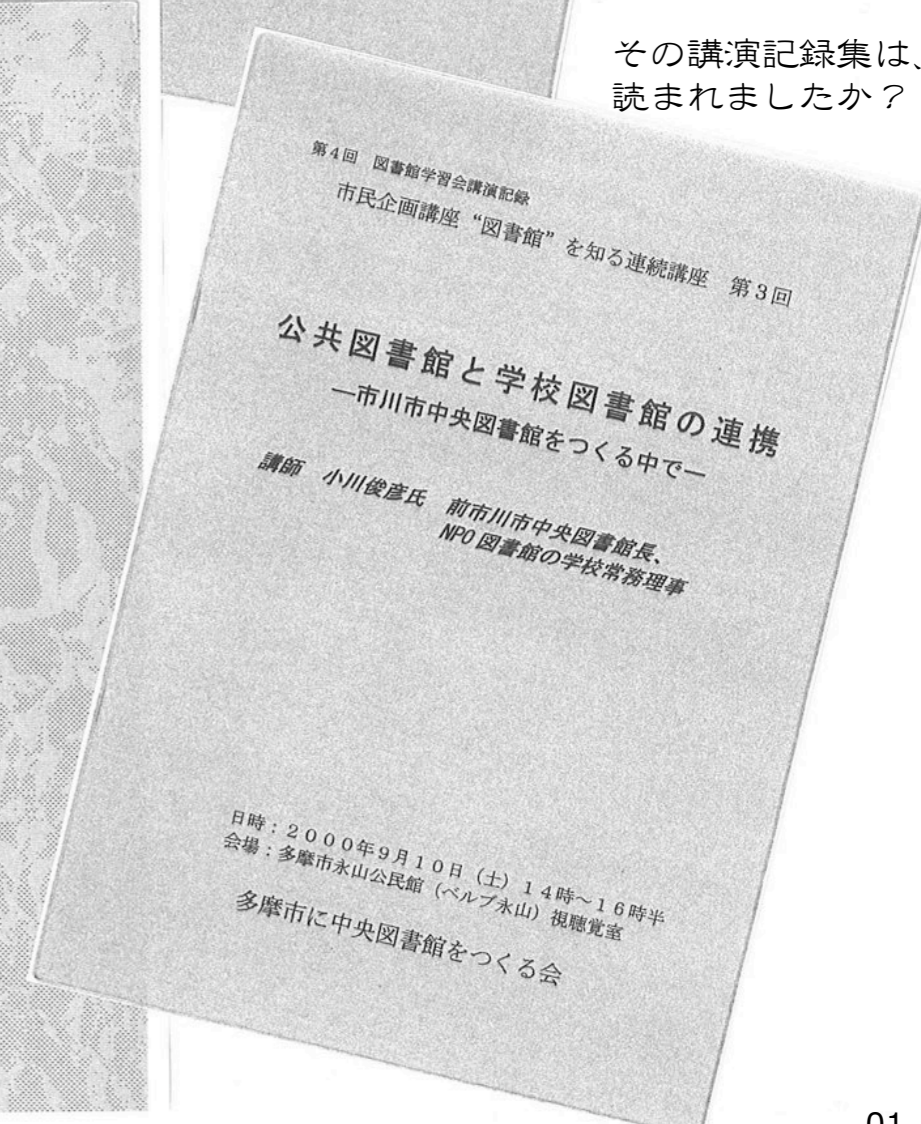
本日のお話

- ①こんな学校図書館を考える本を、もうお読みになりましたか。・・・簡略なブックトークです。
- ②多摩市の学校の児童生徒は、豊かに本に出会えていますか。
- ③あたらしい多摩市の中央図書館が、生まれようとしています。
- ④公共図書館と学校図書館、ともに「図書館のめざすもの」とは何でしょうか。



16年前の多摩市で  
市民グループが  
著名な講師を呼んだ  
贅沢な研究会企画に、  
参加されましたか。

その講演記録集は、  
読まれましたか？



「多摩市の学校図書館のこと、お話を聞かせてください。」①こんな学校図書館を考える本を、  
もうお読みになりましたか。

多摩市立図書館本館再構築基本構想  
学校司書さんとの話／聞き取り資料  
2016.09.23.

岡山市の学校司書たちが先導した  
黎明期の学校図書館の試みの歴史をご存じですか。  
各地で、奉仕と環境改善の試みがありました。  
塩見昇先生の理論書と  
各種の研修ブックレットが出版されました。  
明定義人さんは滋賀県高月町図書館の館長でした。  
学校図書館や教育支援に深く関わり、  
科学教育に蓄積があり、六夢堂ブックレットの連載をします。  
現在は、日本図書館協会の上級司書の講師です。  
これらの、入り口のご本はご存じですか。

多摩市でも実践されている、林公さんの「朝の読書」もこの延長線に。  
「朝の読書が軌跡を生んだ」高文研（船橋市）  
「朝の読書 実践ガイドブック」林公  
そして広がり  
朝読から「家読」へ



「多摩市の学校図書館のこと、お話を聞かせてください。」①こんな学校図書館を考える本を、もうお読みになりましたか。

多摩市立図書館本館再構築基本構想  
学校司書さんとの話／聞き取り資料  
2016.09.23.



○かつて話題になった本でしたが、学校教育のかたちの議論には、影響があったでしょうか。



(上) 新聞社で行われた読み語り。買物の途中にちょっと一休みという感覚で親子が立ち寄り (2005年3月、渡辺あやさん撮影)  
(下) ウサギの格好をして話している。子どもたちを、お話の中に引きこむのもうまい。



フィンランドは、読書に関する責任を家庭だけに押しつけず、社会が支えているのである。日本では他の先進諸国に比べて、家庭に本はあまり多くない。しかも「趣味で」読書することのない子どもが、フィンランドと日本では、学力の土台の広がり、こんなに差があるのである。

「ルク・スオミ」運動  
「ルク・スオミ (Lukus Suomi: Reading Finland)」は、国家教育委員会が二〇〇一年から二〇〇四年にかけて展開した母語教育促進運動である。基礎学校と、高等学校の生徒を対象として、母語の技能と文学の知識を向上させる運動であった。

一九九四年のカリキュラム改革時点で母語の授業時間が二五%削減され、しかも本を九と読むのではなく、短い文章、詩、短編、小説の抜粋などを読むことになった。削減された母語の時間は外国語などに振り向けられ、これは市場経済という世の流れであると説明された。読解力の低下を危ぶむ声はなくなり前から出ていた。フィンランド側の分析では、

「フィンランドの生徒たちは、他の北欧諸国の生徒よりもきわめて多様な資料を読んでいる。新聞、雑誌、コミック、Eメール、インターネットのページを、OECDの平均よりもずっと多く読んでいる。逆にフィクションやノン・フィクションの分野は、OECDの平均よりも少ない」という。フィンランドは、読解の対象を伝統的な文学からきわめて広い情報媒体へと広げたのである。それがPIISAのテストにうまく合致したということになるが、これは一九九四年のカリキュラム改革が時代の先を読んで、さまざまな分野で読解力を高めようとしたことの結果であるともいえる。

「ルク・スオミ」運動を推進したのは、母語教師とクラス担任であった。さらに、学校と図書館を連結し、国家教育委員会は、「現代社会では、さまざまな種類のテキストを読むことが必要になっています」と「ルク・スオミ」運動の意義を説いている。この立場は、多様な情報形態を意識したPIISAの読解力の把握と同じである。ところが、フィンランドの基礎学校の生徒のうち、一八%が読解力不足であり一九九〇年代を通じて読書の喜びが減少してきたので、この運動を始めたのだと表明されている。

そこで、運動は以下の点を重点的に展開されることになった。

- ①読書力の弱いと見なされる下位二〇%の生徒の読解力を改善すること、
- ②男子を引きつける方法を改善すること、
- ③考え、評価する技能を改善すること、
- ④余暇の時間や学校における読書能力を改善すること、
- ⑤学校図書館を発展させること、
- ⑥学校と公共図書館の協力関係を改善すること、
- ⑦教師全員で生徒の読解力を発達させること、
- ⑧教師の持っている文学とフィンランド語の教授法を改善すること、
- ⑨児童文学を教師に紹介すること、
- ⑩読み書きを教えるように学校を活動させること、
- ⑪移民を背景とする子どもに、自己の言語とフィンランド語を教える教授法を改善させること、

たとえば、エスボ市では二〇〇〇年より、学校図書館向けに相談員教師 (Consulting teacher) を新たに置き、ルク・スオミに関連する計画に関して学校図書館司書の支援を行うなど、さまざまな活動を展開している。

176 ■ 175 フィンランドの教育背景

図書館の風景  
タンペレ市立図書館には、ムーミン谷博物館がある。名前につられていって見た。司書に取材をすると、近くの小学校には、週に二回、司書が本の読み語りに出かけているという。週一回は、学校から先生が生徒を連れてやってくる、とのことだった。

館内にはCD付きの本もたくさんあり、たとえば、国民的叙事詩「カレワラ」のようなかなり高度で長い本の読み語りも味わえる。

子どもたちは、学校を終わってクラブに行く途中に本を返却に来て、また借りていく。家で読むことが多いようだ。

フィンランド中央駅の真横に郵便局がある。ここには郵便博物館だけでなく、二〇〇五年の四月一日に若者向けの図書館「Library 10」がオープンしていた。図書館の案内にも、「新しいスタイルの図書館サービス」と書いてある。入り口から図書館のカウンターまでが新聞や雑誌を読みたまり場になっており、中は音楽CDとパソコンに特化してある。活字離れの若者を引きつけているのか、あるいは新しいタイプの図書館メディア館なのか。スタジオ・ルームではオーディオやビデオの編集もでき、スタジオではコンサートやパフォーマンスもできるといふ。とにかく立地条件がよく、若者がそれぞれのスタイルで利用していた。

開館時間も、月曜から木曜までは一〇時から二時、金曜は一〇時から一八時、土・日は二時から一八時と利用者本位になっている。



(上) ここがタンペレ市立図書館の入口。



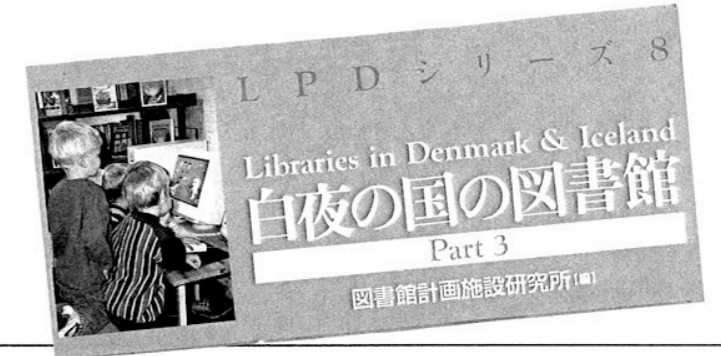
(上) サークル活動に出かける前に、読み終わった本の返却をする子どもたち。



(右) あちこちにお薦めコーナーがある。(右) 児童書コーナーにはキャラクター展示。(上) 移動図書館バス。とにかく大きい超ロングバス。



(左) 小さな子どもも自分で本を選んでいる。



レイキャヴィク市小中学校図書館及び学校図書館センターに関する条例

- 第1条 学校図書館は、小中学校に関する法律とそれに基づく条例にしたがって、レイキャヴィク市の同意のもとに運営されなければならない。
- 第2条 学校図書館の役割は、主として以下のことである。  
a) 学校教育に対し、積極的な役割を果たすべきである。  
b) 生徒に本の利用方法やあらゆる視覚資料・情報の使い方を学ばせ、自習の姿勢を身につけさせる。  
c) ためになる良い図書を生徒の余暇のために提供する。
- 第3条 a) 学校の教科の内容に合った参考書や技術書が学校図書館に備えられていることが望ましい (できれば同じ本が複数あると良い)。  
b) 百科事典や読書のための小説など、生徒が幅広い知識や情報を余暇に身につけられるようなものが備えられていることが望ましい。  
c) 視覚教材・器材：スライド、レコード、テープレコーダー、ビデオ、コンピュータなど
- 第4条 学校図書館は、学校の教師や生徒が、学校の開いている時間帯に自由に利用できるよう設置されているものである。すべての生徒が利用できるよう、部屋の配置、図書の分類法、図書検索カードの使い方も生徒に教えることが必要である。
- 第5条 学校図書館員は学校長の指示にもとづき、図書館の業務を行うものとする。図書館員に対する待遇および給与については、小中学校に関する法律・条例及び図書館員組合の協定にかんがみで決定される。
- 第6条 図書館員は、予算割当てに応じて、学校長の同意のもとに、学校図書館センターに新しい本や視覚資料・教材を注文する。図書館員は、1学年が終わるたびに、その年1年間にどんな本を何冊買ったかを学校長に報告する。その時、同時に「図書館利用率」についての集計を出す。「図書館利用率」とは、図書館利用者数 (個人利用)、クラスとしての利用回数、図書貸出量などのことである。これら統計資料のコピーは、学校長が学校図書館センターに送る。
- 第7条 学校図書館センターは、レイキャヴィク市の学校業務担当部門に属する。このセンターは、第6条で見たとおり、書籍や図書資料・器材を図書館員と協議したうえで購入する業務を行っている。購入後に包装を解いて分類し、マークをつけることもセンターの業務の一部である。学校図書館センターには「センターライブラリー」がある。学校や学校図書館は、このセンターライブラリーから必要なものを借り出せる。高価な百科事典や書籍・コンピューターディスク・教学教材は、利用頻度が低いことや価格が高いなどの理由で、それぞれの学校が自分独自の図書館に備えつけることは必ずしも当を得ないので、必要に応じて「センターライブラリー」から借り出す。
- 第8条 学校図書館センターの主任は、学校図書館員や学校長の要請に応じて、書籍や視覚資料やその他の図書館資料を購入することを職務とする。学校図書館の図書の陳列の仕方や新しい本の選び方、図書館員の業務を指導したりする役割もある。
- 第9条 学校図書館センターは、レイキャヴィク市内の小中学校図書館に対する指導・協力以外に、管轄外地域の図書館への援助を行うことができる。この場合は特別の契約によって、この種の援助に対する経費が支払われなければならない。
- (翻訳 大山沙理)

デンマーク・アイスランドの図書館を訪ねて



どんな小さな図書館にも必ずある「Bibliotekar」(司書)のデスク (シルクボート分館にて)

「多摩市の学校図書館のこと、お話を聞かせてください。」①こんな学校図書館を考える本を、もうお読みになりましたか。

多摩市立図書館本館再構築基本構想  
学校司書さんとの話／聞き取り資料  
2016.09.23.

# 図書館雑誌

小特集①議会図書室の  
②特別支援教育と学校図書館

羊乳  
皇和諸國ニ産スル者本草拾遺羊乳根  
齊花而圃大如拳ト云三相合ス

2016 VOL.110 NO.8 THE LIBRARY JOURNAL

VOL.110 NO.8 CONTENTS

憲 ● 研修マニアの憂鬱 尾崎孝一 460

こらも図書館の自由 ● 図書館はだれのためにあるのかー貸出と図書館の問題からみえること 西河内清泰 463

● NEWS 告知版 … 463 / 新聞切抜版 … 465

● 新館紹介 … 467

● 小特集  
①議会図書室の可能性  
議会図書室整備のすゝめ 塚田 洋 468  
地方議員の求める議会図書室像ー議会図書室を図書館のプランに 川名ゆうじ 471  
三重県議会図書室の取り組みー二元代表制における議員の政策立案支援に向けて 加藤憲祐 474  
大津市議会図書室の【現在】【過去】【未来】ー全国初となる議会と大学図書館の連携 清水文士 476  
政策立案支援サービスの現状と課題 西尾忠一 478

②特別支援教育と学校図書館  
特別支援教育と学校図書館ーその現状と展望 野口武悟 493  
読書の楽しみ方いろいろー都立東葉特別支援学校の取り組みー 生井恭子 496  
これからの学校図書館に期待するもの 牧野 綾 498

● 寄稿  
第22回日本図書館協会誌賞賞 野口武悟 493  
【書評】 東京都立図書館誌「書評」 生井恭子 496  
これからの学校図書館に期待するもの 牧野 綾 498

● 寄稿  
第22回日本図書館協会誌賞賞 野口武悟 493  
【書評】 東京都立図書館誌「書評」 生井恭子 496  
これからの学校図書館に期待するもの 牧野 綾 498

## 小特集②★特別支援教育と学校図書館

### 特別支援教育と学校図書館

—その現状と展望—

野口武悟

1. 施行された障害者差別解消法  
2016年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、障害者差別解消法)が施行された。同法の施行により、校種を問わず、国立学校には障害者への合理的配慮の提供が義務づけられた(私立学校においては努力義務)。当然ながら、このことは、各校の学校図書館にも適用される。

では、合理的配慮とは何であろうか。障害者差別解消法は「障害者の権利に関する条約」(以下、障害者権利条約)の批准に向けた国内法整備の一環として制定されたものである。この障害者権利条約では、合理的配慮を「障害者が他の者の平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」(第2条)と定義している。わかりやすいならば、障害者一人ひとりのニーズにとづき、状況に応じた変更や調整を体制や費用などの負担がかり過ぎない範囲において行うことである。

合理的配慮を的確に提供するためには、計画的かつ継続的な環境整備が欠かせない。基礎的環境整備とは「自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係する職員に対する研修その他の必要な環境の整備」(障害者差別解消法第5条)のことであり、国立学校と私立学校の両者に対して努力義務としている。つまり、国立学校においては、合理的配慮の提供が義務づけられたものの、基礎的環境整備は努力義務にとどまっていることになる。しかし、合理的配慮の確実な提供のためには基礎的環境整備は不可欠であり、この点をふまえた対応が求められる。

2. 特別支援教育の現状  
ところで、学齢期の障害者の現状はどうなっ

## 小特集②★特別支援教育と学校図書館

### これからの学校図書館に期待するもの

牧野 綾

娘がディスレクシアだとわかってから10年ほど経ちました。  
その当時は「ディスレクシア」(読字障害)という言葉にたどり着くことすら難しかったのですが、最近では「発達障害」自体についての理解が広まってきたように思います。

2016年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行されました。学校生活において、障害のある生徒、児童に合理的配慮の提供が必要になってきます。

合理的配慮とは、読書を例にとると、通常の読書をしていない人たちの方法や補助具を使うことで、「本を読む」という同じスタートラインに立つことができるよう支援することです。

普段から子どもたちに関わっている先生たちや司書教諭や学校司書の方は日常の中で「ひょっとして…」と、気づく場面もあるのではないのでしょうか?その子にあった読書を提供することができるのは何れも、学校図書館だと思っています。

具体的な支援の例  
(1) 読書補助具、たとえばリーディングトラッカーを誰にでも使えるところに置いておくリーディングトラッカーとは、行の読み飛ばしや、どこを読んでいるかわからなくなる状態を解消するために、一行分だけ見えるようになっている定規のようなものです。これだけで字を読むこ



○日本図書館協会の機関誌「図書館雑誌」の、近年の学校図書館特集をスクラップしてみました。これらの各地での試みはご存じですか。これらの情報にアンテナを張り、目を通していただけますか。

VOL.109 NO.11 CONTENTS

● 濃密なフォト・ギャラリー 加藤孝子 688

● 学校図書館と民主主義 加藤孝子 688

こらも図書館の自由 ● マイナー制度・個人番号カードと図書館 上野友彰 691

● NEWS 告知版 … 690 / 新聞切抜版 … 692

● 新館紹介 … 694

● 小特集  
[特集] 学校図書館をめぐってー期待されるもの  
特集にあたって 図書館雑誌編集委員会 695  
学校図書館職員同僚検討会 山本宏義 696  
生きる力を生かす学校図書館へー公共図書館の実践からの提案 高橋真太郎 698  
学校図書館と学力・CLASS 白倉みくる 見聞学校図書館のエビデンス研究の現状 河野由典子 700  
フランスにおける探究学習と学校図書館ー現状と課題ー 松田ユリ子 702  
視覚化した支援と連携ー特別ニーズをもつ児童生徒の読書のニーズを 松野 聡 704  
高橋真太郎 704  
高橋真太郎 704  
高橋真太郎 704

● 寄稿  
日本図書館協会学校図書館部第44回夏季研究委員会 高橋真太郎 716  
学校図書館が図書館である意味を考えるー日々の活動からー 近藤優子 719  
小規模図書館運営観記 ● その224 / 高知県 四万十町立図書館大正分校 四万十川の流れる町に二つの図書館ー始まりは一人の市民の方の寄附ー 山田順子 711

## 特集★学校図書館をめぐってー期待されるもの

### 特集にあたって

#### 図書館雑誌編集委員会

1973年にはわずか26%だった1日あたり読書時間0分の大学生は、2014年現在41%に達し、スマートフォンの利用時間は、1日平均19分(読書時間0分の女子学生の場合)に及ぶ<sup>1)</sup>。調査は、書籍の購入実績からも、大学生と紙のメディアとの接点が急激に減少したことを示しています。

その一方で、「彼たちが戦争に行くようになるかもしれない」「目を離さない」と、新聞・雑誌の安全保障関連記事報道を巡り小学校6年生の授業が、「ぼっちわーく」にありました。現在、小6の「国語」では、現代社会に目を向け、自らの考えの根拠になる情報を基に、意見を伝えあう単元の学習が行われており、子どもたちは各自テーマを設定し、独自の主張を組み立てて発表しています。学校図書館は、ひとりひとりの知的欲求を支え、期待に応えたいと編集後記は続きます<sup>2)</sup>。

学校教育の場で、浸透しつつある21世紀型スキルの獲得、アクティブ・ラーニングを模範に、学校図書館への期待はより広く深くなってきたように思われます。

これまで、本誌の学校図書館特集は、学校図書館の内部から、先駆的な図書館活動を広く信界にお伝えし、共有することを主眼としてきました。学校図書館の要約は、なかなか外からはうかがい難いからです。

本年4月、実践の蓄積を基盤に多様な立場からの諸氏の意見が交わされる中、改正学校図書館法が施行されました。新たな展望を切り拓くべき今年の特集は、学校図書館の外側から、学校図書館を取り巻く環境と学校図書館に「求められるもの」をお寄せいただきました。

生徒の情報探求行動と学校図書館の実証的研究で知られるアメリカ、フランスの学校図書館情報専門職の制度設計、いずれも国内からは先駆的モデルの一つとして追求されてきたものですが、先に見るものは必ずしも明るいものばかりではないことを示唆していただきました。折しも、来年2016年8月には国際学校図書館協会(IASL)世界大会東京大会が開催が予定されています。文献研究を越え、各国の学校図書館との直接交流からは、きっと日本の次代を切り拓く鍵が見いだされることがでしょう。

すべての子どもたちが(初めて)出会う図書館が、どのような場であるのか、生涯本を友として過す生活を獲得する場、課題発見と解決の場としての図書館との出会いは、18歳で絶たれてしまうかもしれない。子どもの読書環境として、この小さな図書館が担う責任はとて重いのです。

各々の自治体の学校図書館の進展を支えることは、図書館界の発展につながる。共に、何ができるかを考える素材として、今号をお読みいただければ幸いです。

## 1997年学校図書館法改正後の司書教諭・学校司書の職務分担を追う

高橋恵美子

はじめに  
2013年6月12日、子どもの未来を考える議員連盟に於いて、「学校図書館法の一部を改正する法律案(仮称)骨子案」が示された。その際、文部科学省からは学校司書の役割、業務、また司書教諭の役割分担などについて論議する有識者会議の設置が明らかにされた。この有識者会議は、「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議」として、8月9日第1回、8月27日第2回会議が開催されている。

1997年の学校図書館法「改正」は司書教諭の発令内容を内容とするもので、学校司書の法制化については学校図書館法改正運動の主要な柱であったにもかかわらず、ふれられなかった。本稿では、1997年法「改正」後、司書教諭と学校司書の職務分担がどのように考えられてきたかを、関連資料をとりあげて追ってみたい。

1. 日本図書館協会学校図書館問題プロジェクトチーム(1999年)  
当時の法改正の動きを受けて、日本図書館協会常務理事会は1996年学校図書館問題プロジェクトチームの設置を決めた。学校図書館の「人」の問題について、合意形成を図るための基礎作業を行うことが目的であったが、1997年の法改正後は、その内容の受けとめ方と今後の運動課題が重要な論点となる。1999年同プロジェクトチームは、「学校図書館専門職員の整備・充実に向けてー司書教諭と学校司書の関係・協働を考えるー」をまとめた。公表した。

このまとめにおいては、「学校図書館には教育学と図書館学の専門教養を習得した単一の学校図書館専門職員を、新たな教育専門職員として必要に

## 1997年学校図書館法改正後の司書教諭・学校司書の職務分担を追う

高橋恵美子

応じて複数配置する制度が将来的には望ましい」としながらも、現実が生み出した二職種併存状況として、「両者の対等な協働関係を原則として、それぞれの実践と交流を強めることを志向する」ことを目的としている。

まずは、司書教諭と学校司書についての文部省サイドの考え方を紹介したうえで、プロジェクトチームの考え方を説明している。簡単にまとめるので、次のようになる。

司書教諭は、「教諭をもって充てる」とされているので、学校図書館の仕事に専念できない。提案の中で図書館の機能を生かせる場面を企画・提案し、その活動を具体化するための助言、参考資料の紹介などで各教員の図書館教育を奨励・支援すること、予算の確保等の条件整備が中心的な役割となる。経営的、助言指導的職務といえる。

学校司書は、「学校の教育課程の展開」を児童生徒の読書活動に対する図書館サービスと助言・指導および教員に対する図書館サービスと助言・指導によって支え、子どもたちの読書利用を健全な読書活動とする。読書経験を豊かにするための助言・指導的職務を担う。学校司書の専任職員である。専任である教師との連携・協働は欠かせない。専任的、助言指導的職務といえる。

そして両者の仕事内容が重なり合う部分があること、双方の職務の実践が互いに支えあっていること、必要性を強める関係であることの理解が重要であるとしている。

2. 神奈川県、東京都、長野県の高校の資料から1997年の学校図書館法「改正」後、単一によって司書教諭と学校司書の職務分担を整理する動きは司書教諭と学校司書の性質の資料ということもあつた。入手しにくい性質の資料ということもあり、実際にはまだ存在するのではないと思わ